

令和7年度 公共下水道の整備について

山口市上下水道局

説明会次第

- ・ 開会のあいさつ
- ・ 令和7年度公共下水道整備に関する説明
 - ①本管工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ②排水設備工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ③融資あっせん制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ④下水道使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ⑤受益者負担金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 閉会のあいさつ
- ・ 私道についての説明 および 個別相談会

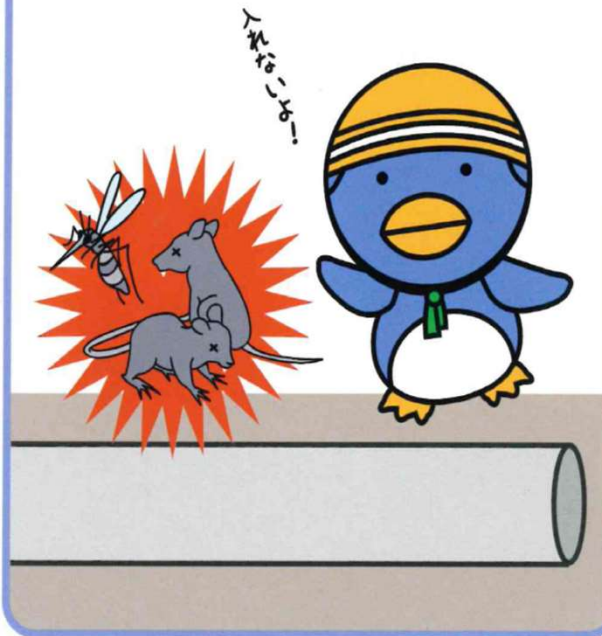
①本管工事

①-1 公共下水道が整備されると

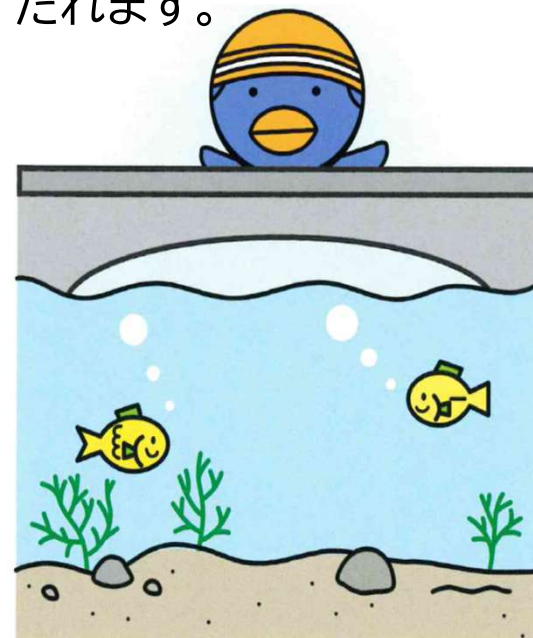
トイレを水洗化することにより快適で衛生的な生活を送ることができます。



汚水は、埋設された下水管を流れるため、悪臭・害虫の発生や伝染病の流行を防ぐことができます。



汚水を終末処理場で処理して排水することで、河川や海の水環境が良好に保たれます。



**※別にお配いした
公共下水道整備予定図
をご覧ください**

①-2 私道について

「公共下水道整備予定図」の
[]の区域に土地を
お持ちの方が対象です。

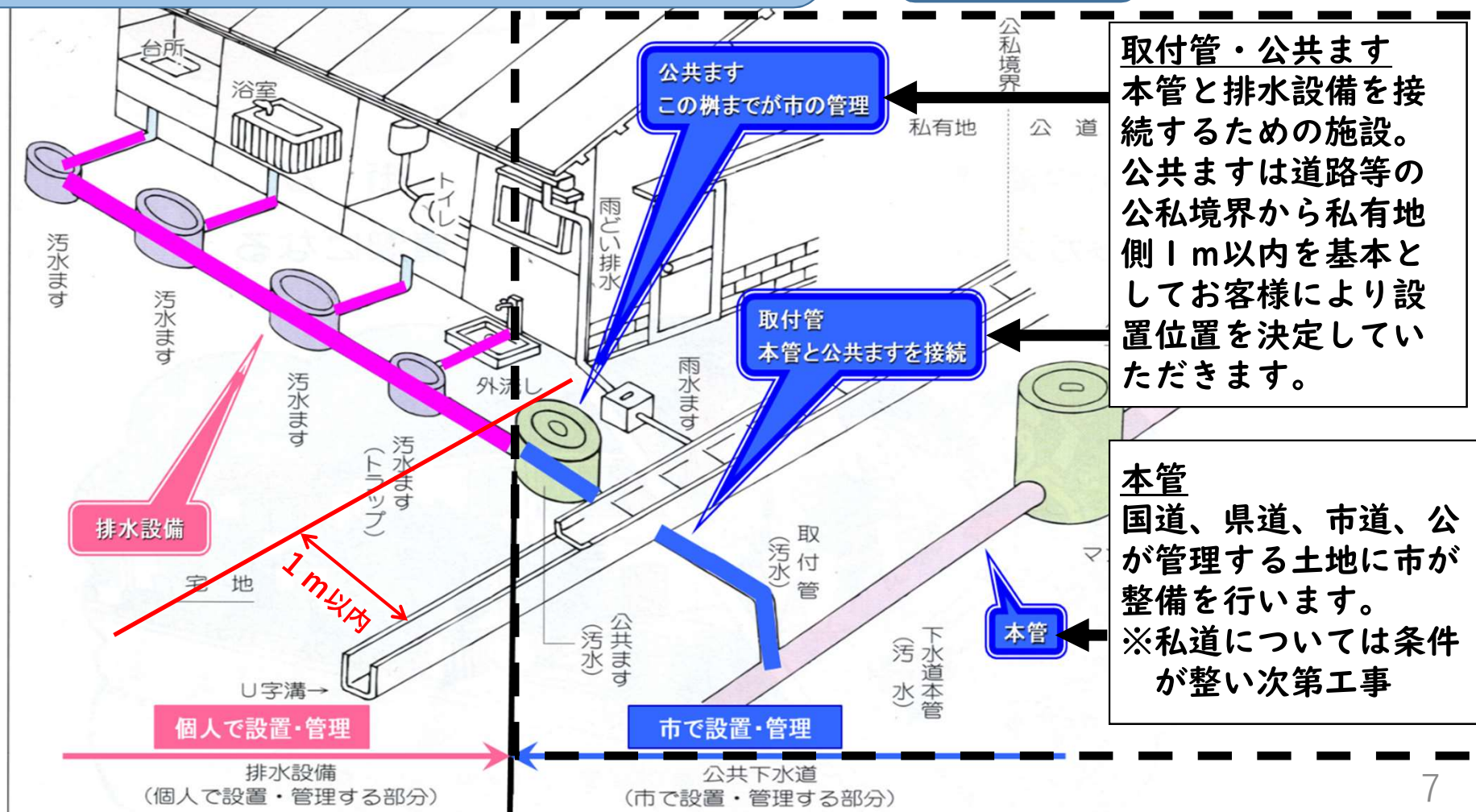
私道とは、民有地である（官地でない）道路のことをいいます。
市が下水道を整備できる場所は、原則として公が管理する用地で、
下水を流すのに必要なスペースが確保できる場所になります。
そのため私道は、すぐに公共下水道が整備できない場合があります。



「公共下水道整備予定図」の中で該当する方は、説明会終了後に個別にご説明をいたしますので、恐れ入りますが会場でお待ちください。

①-3 下水道のしくみについて (市で設置・管理する部分)

今回の本管は汚水専用
雨水は接続できません



①-4 取付管・公共ます位置申請書について

～申請書提出までの流れ～

本管工事の際に設置する、公共ますおよび取付管の設置位置（1敷地1箇所、公私境界から私有地側に1m以内）を決めていただきます。

（宅内の污水配管計画については、「指定工事店」に事前にご相談いただき取付管位置を検討しておいていただくと、その後の手続きがスムーズになります。）

↓ 本管工事施工業者決定後

本管工事施工業者が設置位置の希望を聞き取りに行きますので、現地にて取付管の設置位置を指示してください。その際にお客様の立会いのもと、写真を撮影します。

設置位置決定後、「取付管・公共ます設置位置申請書」を本管工事施工業者が作成しますので、内容確認後「住所、氏名、電話番号」を記入し、本管工事施工業者に提出してください。

↓ 本管工事および検査の完了後

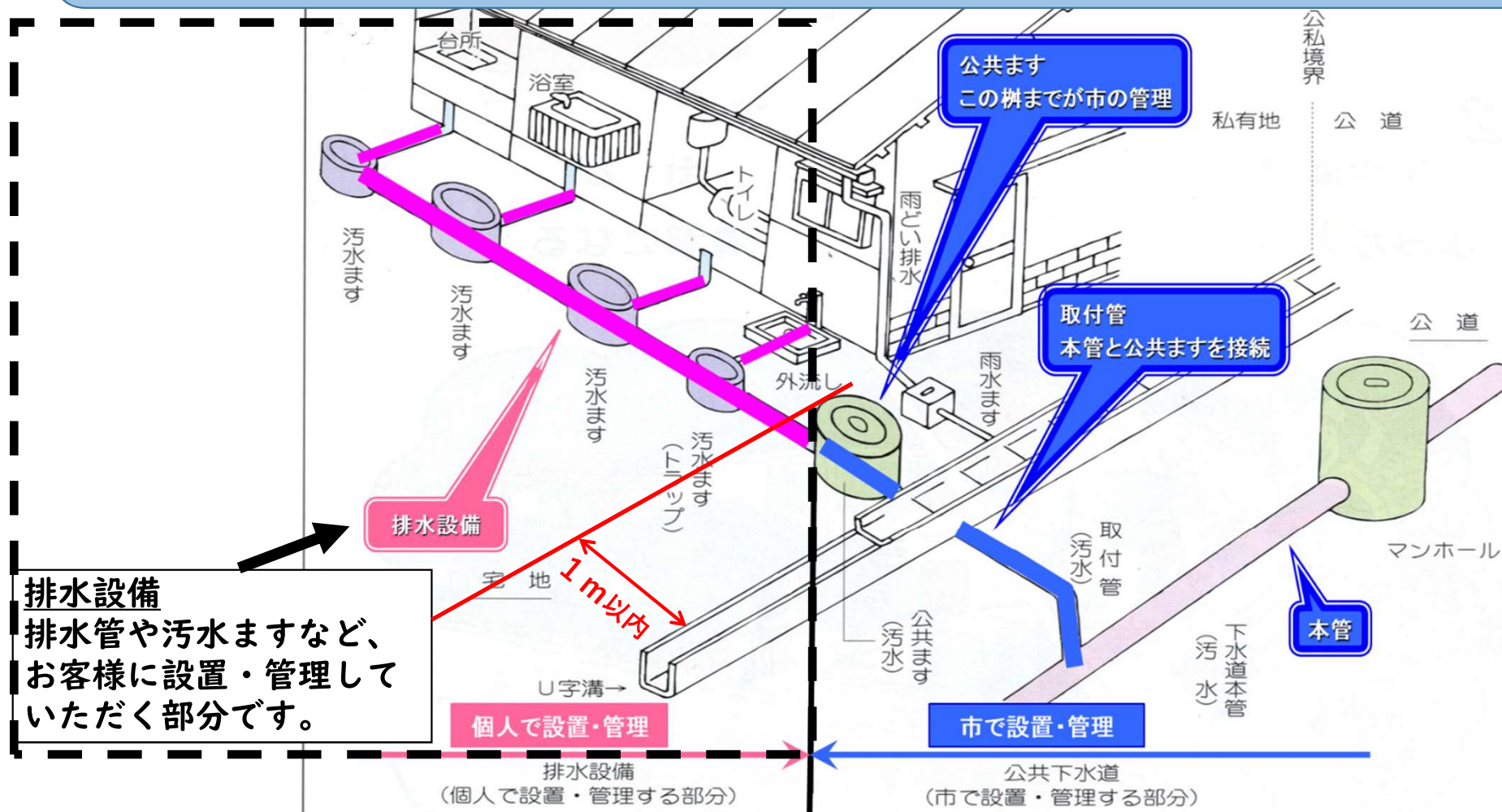
「公共下水道接続可能のお知らせ」とともに「取付管・公共ます設置位置申請書」および「取付管・公共ます設置報告書」の写しを送付します（排水設備の申請手続きの際に必要です）。

※本管工事施工業者が作成します。

取付管・公共ます設置位置申請書			
令和 年 月 日			
(あて先) 山口市上下水道事業管理者			
申請者			
家屋所有者	住所 〒 氏名 電話番号	土地所有者	住所 〒 氏名 電話番号
取付管・公共ます設置に伴う関係者立会及協議により、			
☐ 設置位置が決定した位置と、平面図のとおり申請します。 ☐ 取付管のみ ☐ 取付管及び公共ます設置 ☐ 今回工事では設置しないことを申請します。 (設置しない理由)			
設置対象土地			
立会いの際に皆様の指示に従い、施工業者が位置図を記入します			
工 区	令和〇年度 補助金〇〇工区	施工業者	〇〇〇〇
担当者	〇〇 〇〇		

②排水設備工事

②-1 下水道のしくみについて (お客様に設置・管理していただく部分)



②-2 排水設備工事について

・汚水を公共下水道へ流すためには、家の外回りに排水管の布設、汚水ますの設置、汲み取り便所を水洗トイレに改造する工事、水洗トイレへの給水管工事などの「排水設備工事」が必要となります。



・排水設備工事に際して、ご家庭でよく検討されたうえで、市が指定した工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用を確認してください。

【注意点】

・申請者：土地、建物所有者に義務づけられています。

（借家人など所有者以外の方は、所有者の同意が必要です。）

・工事店：必ず別添の「指定工事店」へお申し込みください。

「指定工事店」は安心して工事をまかせることができるように市が指定しているものです。「指定工事店」以外では、排水設備工事はできません。市に提出する書類の作成や届出など、手続きのお手伝いもしています。

②-3 排水設備工事の費用について

- ・工事費用は、民間業者である「市の指定工事店」が見積ります。



本管との距離や浄化槽の位置
などを考慮し、指定工事店が現地
を確認して、設計等を行います。

- ・費用については

各家庭の状況により大きく異なることから、
市から基準を示すことができません。

- ・維持管理の方法や費用を含めて複数の指定工事店に見積りを依頼し、比較されることをおすすめしています。

②-4 排水設備工事の手続きについて

①申請者（お客様）は「指定工事店」に見積りおよび工事契約を申し込みます



後述の「融資あっせん制度」をご利用される場合は
契約時までに指定工事店にその旨をお伝えください。

～契約以降の書類の作成や提出は、指定工事店がお手伝いします～

②工事の確認申請書を作成し、申請者（お客様）の署名後に市に提出します。



③市が申請書をもとに施工方法等の審査後に工事を許可します。



②-5 排水設備工事の手続きについて



④「指定工事店」が工事に着手します。



- ・既設の汲み取り便槽または浄化槽は、槽の清掃・消毒後に撤去が必要になります。
- ・工事に必要な日数は一般の住宅の場合 1～2 週間程度となり、そのうちトイレが使用できないのは、3 日程度です。
(指定工事店が準備した仮設トイレ等をご利用していただく場合があります。)

⑤工事終了後 5 日以内に「指定工事店」が工事完了届を市に提出します。



⑥申請者（お客様）は下水道使用開始届を市にご提出ください。



⑦市が完了検査を行い、検査済証を交付します。

②-6 排水設備工事の時期について

- ・ 下水道の本管工事が完了したら、市から
「公共下水道接続可能のお知らせ」を送付します。



- ・ 下水道の処理告示（3月末）から起算して、
下記の期間内での公共下水道への接続をお願いしています。

汲み取り便所 → 3年以内

浄化槽 → 1年以内※

※廃止日から30日以内に浄化槽使用廃止届の提出が必要です

③融資あっせん制度

③-Ⅰ 融資あっせん制度の概要

- ・ 汲み取り便所や浄化槽から公共下水道への接続工事をされる際に、改造費用を一時的に負担することが困難な場合



- ・ 市からの融資あっせんにより、取扱金融機関で当制度による低金利の融資が受けられ分割返済が可能となります。

→ お客様が金融機関と契約・返済

- ・ 完済後に、当制度における借り入れでご負担された利子相当額を市からお客様へ利子補給（補助）します。

③-2 融資あっせん制度の主な条件

■対象

- イ) 既設便所（汲み取りまたは浄化槽）を公共下水道に接続させるために改造するもの
- ロ) 処理告示から3年以内に改造工事の検査までが完了するもの
- ハ) 法人や住宅以外の建物および新築住宅は対象外

■融資あっせん額

大便器1箇所まで	→ 80万円以内
大便器2箇所以上	→ 90万円以内
アパートの場合	→ 300万円以内

③-3 融資あっせん制度のその他条件等

融資の保証：次のどちらかを選択してください。

- ・確実な連帯保証人1名による保証

- ・取扱金融機関指定の保証機関による保証（保証料は個人負担となります）

要件：市税、下水道事業受益者負担金および下水道使用料の滞納がないこと

利率：告示による（利率は適宜変更されるのでご利用の際にご確認ください）

償還期限：60か月以内

償還方法：融資を受けた月の翌月から元金均等月賦償還

利子補給：融資金完済後に利子相当額を補給（完済後1年以内の申請に限ります）

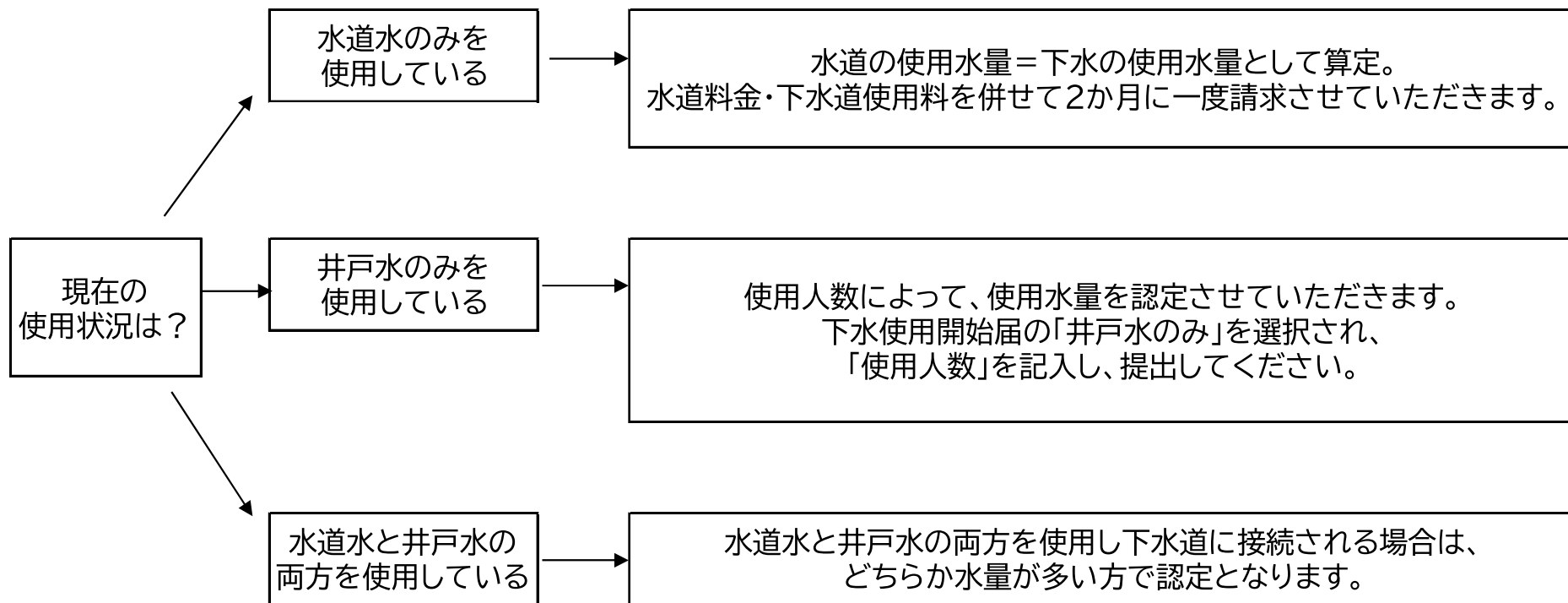
取扱金融機関：山口銀行、萩山口信用金庫、西京銀行、山口県農業協同組合、
西中国信用金庫で山口市内の本支店に限ります。

お申込み：工事の契約までに指定工事店へお伝えください。

（排水設備工事の確認申請と同時に申請が必要です）

④下水道使用料

④-Ⅰ 下水道使用水量の決め方



※井戸水が散水栓のみや外流しの受け枠を外し井戸水が地下に浸透するような形であれば、水道使用量による使用料となります。実際の使用料算定は個別の使用状況により違いがありますので、料金センターに問い合わせてください。調査したうえで認定をいたします。

④-2 下水道使用水量の考え方

使用状況 \ 区別	家庭用汚水	事業用汚水
水道水のみ	水道使用水量	水道使用水量
井戸水のみ	定住人員1人まで 1か月8m ³ ※①	井戸水使用水量 ※②
※① 2人目から4人目までは、1人につき5m³を加え 5人目からは1人につき4m³を加えます。 (人数の変更があった場合は、 上下水道料金センターへご連絡ください。) ※② 事業所の場合は、メーターを設置し、検針となります。		

④-3 下水道使用料の単価表・早見表

・早見表の金額は下水道使用料のみです。

・事業所や水道・井戸併用、既設の建物以外の場合については個別にお問い合わせください。

例：35^mの場合の下水道使用料

下水道使用料料金表 (令和7年4月1日改定)

(税抜き)

区分	使用料単価表(2か月につき)		
	基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
一般汚水	20立方メートルまで	2,920 円	20立方メートルを超え40立方メートルまで
			40立方メートルを超え200立方メートルまで
			200立方メートルを超えるもの
			160 円
			200 円
			210 円

下水道使用料早見表(一般汚水) ※2か月の場合

(税込み、円)税率10%

m ³		10	20	30	40	50	60	70	80	90
0	3,212	3,212	3,212	4,972	6,732	8,932	11,132	13,332	15,532	17,732
1	3,212	3,212	3,388	5,148	6,952	9,152	11,352	13,552	15,752	17,952
2	3,212	3,212	3,564	5,324	7,172	9,372	11,572	13,772	15,972	18,172
3	3,212	3,212	3,740	5,500	7,392	9,592	11,792	13,992	16,192	18,392
4	3,212	3,212	3,916	5,676	7,612	9,812	12,012	14,212	16,412	18,612
5	3,212	3,212	4,092	5,852	7,832	10,032	12,232	14,432	16,632	18,832
6	3,212	3,212	4,268	6,028	8,052	10,252	12,452	14,652	16,852	19,052
7	3,212	3,212	4,444	6,204	8,272	10,472	12,672	14,872	17,072	19,272
8	3,212	3,212	4,620	6,380	8,492	10,692	12,892	15,092	17,292	19,492
9	3,212	3,212	4,796	6,556	8,712	10,912	13,112	15,312	17,512	19,712

④-4 上下水道料金の単価表・早見表

口径20mm以下上下水道料金早見表(2か月)

単位: 円(消費税及び地方消費税相当額含む)

令和7年4月1日改定

金額 水量m ³		0			10			20			30			40			50			60			70			80			90			100		
		料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計	料金	税	合計
0	上水	2,220	222	2,442	2,520	252	2,772	2,820	282	3,102	4,220	422	4,642	5,620	562	6,182	8,120	812	8,932	10,620	1,062	11,682	13,120	1,312	14,432	15,620	1,562	17,182	18,120	1,812	19,932	20,620	2,062	22,682
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	4,520	452	4,972	6,120	612	6,732	8,120	812	8,932	10,120	1,012	11,132	12,120	1,212	13,332	14,120	1,412	15,532	16,120	1,612	17,732	18,120	1,812	19,932
	合計	5,140	514	5,654	5,440	544	5,984	5,740	574	6,314	8,740	874	9,614	11,740	1,174	12,914	16,240	1,624	17,864	20,740	2,074	22,814	25,240	2,524	27,764	29,740	2,974	32,714	34,240	3,424	37,664	38,740	3,874	42,614
1	上水	2,250	225	2,475	2,550	255	2,805	2,960	296	3,256	4,360	436	4,796	5,870	587	6,457	8,370	837	9,207	10,870	1,087	11,957	13,370	1,337	14,707	15,870	1,587	17,457	18,370	1,837	20,207	20,870	2,087	22,957
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,080	308	3,388	4,680	468	5,148	6,320	632	6,952	8,320	832	9,152	10,320	1,032	11,352	12,320	1,232	13,552	14,320	1,432	15,752	16,320	1,632	17,952	18,320	1,832	20,152
	合計	5,170	517	5,687	5,470	547	6,017	6,040	604	6,644	9,040	904	9,944	12,190	1,219	13,409	16,690	1,669	18,359	21,190	2,119	23,309	25,690	2,569	28,259	30,190	3,019	33,209	34,690	3,469	38,159	39,190	3,919	43,109
2	上水	2,280	228	2,508	2,580	258	2,838	3,100	310	3,410	4,500	450	4,950	6,120	612	6,732	8,620	862	9,482	11,120	1,112	12,232	13,620	1,362	14,982	16,120	1,612	17,732	18,620	1,862	20,482	21,120	2,112	23,232
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,240	324	3,564	4,840	484	5,324	6,520	652	7,172	8,520	852	9,372	10,520	1,052	11,572	12,520	1,252	13,772	14,520	1,452	15,972	16,520	1,652	18,172	18,520	1,852	20,372
	合計	5,200	520	5,720	5,500	550	6,050	6,340	634	6,974	9,340	934	10,274	12,640	1,264	13,904	17,140	1,714	18,854	21,640	2,164	23,804	26,140	2,614	28,754	30,640	3,064	33,704	35,140	3,514	38,654	39,640	3,964	43,604
3	上水	2,310	231	2,541	2,610	261	2,871	3,240	324	3,564	4,640	464	5,104	6,370	637	7,007	8,870	887	9,757	11,370	1,137	12,507	13,870	1,387	15,257	16,370	1,637	18,007	18,870	1,887	20,757	21,370	2,137	23,507
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,400	340	3,740	5,000	500	5,500	6,720	672	7,392	8,720	872	9,592	10,720	1,072	11,792	12,720	1,272	13,992	14,720	1,472	16,192	16,720	1,672	18,392	18,720	1,872	20,592
	合計	5,230	523	5,753	5,530	553	6,083	6,640	664	7,304	9,640	964	10,604	13,090	1,309	14,399	17,590	1,759	19,349	22,090	2,209	24,299	26,590	2,659	29,249	31,090	3,109	34,199	35,590	3,559	39,149	40,090	4,009	44,099
4	上水	2,340	234	2,574	2,640	264	2,904	3,380	338	3,718	4,780	478	5,258	6,620	662	7,282	9,120	912	10,032	11,620	1,162	12,782	14,120	1,412	15,532	16,620	1,662	18,282	19,120	1,912	21,032	21,620	2,162	23,782
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,560	356	3,916	5,160	516	5,676	6,920	692	7,612	8,920	892	9,812	10,920	1,092	12,012	12,920	1,292	14,212	14,920	1,492	16,412	16,920	1,692	18,612	18,920	1,892	20,812
	合計	5,260	526	5,786	5,560	556	6,116	6,940	694	7,634	9,940	994	10,934	13,540	1,354	14,894	18,040	1,804	19,844	22,540	2,254	24,794	27,040	2,704	29,744	31,540	3,154	34,694	36,040	3,604	39,644	40,540	4,054	44,594
5	上水	2,370	237	2,607	2,670	267	2,937	3,520	352	3,872	4,920	492	5,412	6,870	687	7,557	9,370	937	10,307	11,870	1,187	13,057	14,370	1,437	15,807	16,870	1,687	18,557	19,370	1,937	21,307	21,870	2,187	24,057
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,720	372	4,092	5,320	532	5,852	7,120	712	7,832	9,120	912	10,032	11,120	1,112	12,232	13,120	1,312	14,432	15,120	1,512	16,632	17,120	1,712	18,832	19,120	1,912	21,032
	合計	5,290	529	5,819	5,590	559	6,149	7,240	724	7,964	10,240	1,024	11,264	13,990	1,399	15,389	18,490	1,849	20,339	22,990	2,299	25,289	27,490	2,749	30,239	31,990	3,199	35,189	36,490	3,649	40,139	40,990	4,099	45,089
6	上水	2,400	240	2,640	2,700	270	2,970	3,660	366	4,026	5,060	506	5,566	7,120	712	7,832	9,620	962	10,582	12,120	1,212	13,332	14,620	1,462	16,082	17,120	1,712	18,832	19,620	1,962	21,582	22,120	2,212	24,332
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	3,880	388	4,268	5,480	548	6,028	7,320	732	8,052	9,320	932	10,252	11,320	1,132	12,452	13,320	1,332	14,652	15,320	1,532	16,852	17,320	1,732	19,052	19,320	1,932	21,252
	合計	5,320	532	5,852	5,620	562	6,182	7,540	754	8,294	10,540	1,054	11,594	14,440	1,444	15,884	18,940	1,894	20,834	23,440	2,344	25,784	27,940	2,794	30,734	32,440	3,244	35,684	36,940	3,694	40,634	41,440	4,144	45,584
7	上水	2,430	243	2,673	2,730	273	3,003	3,800	380	4,180	5,200	520	5,720	7,370	737	8,107	9,870	987	10,857	12,370	1,237	13,607	14,870	1,487	16,357	17,370	1,737	19,107	19,870	1,987	21,857	22,370	2,237	24,607
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	4,040	404	4,444	5,640	564	6,204	7,520	752	8,272	9,520	952	10,472	11,520	1,152	12,672	13,520	1,352	14,872	15,520	1,552	17,072	17,520	1,752	19,272	19,520	1,952	21,472
	合計	5,350	535	5,885	5,650	565	6,215	7,840	784	8,624	10,840	1,084	11,924	14,890	1,489	16,379	19,390	1,939	21,329	23,890	2,389	26,279	28,390	2,839	31,229	32,890	3,289	36,179	37,390	3,739	41,129	41,890	4,189	46,079
8	上水	2,460	246	2,706	2,760	276	3,036	3,940	394	4,334	5,340	534	5,874	7,620	762	8,382	10,120	1,012	11,132	12,620	1,262	13,882	15,120	1,512	16,632	17,620	1,762	19,382	20,120	2,012	22,132	22,620	2,262	24,882
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	4,200	420	4,620	5,800	580	6,380	7,720	772	8,492	9,720	972	10,692	11,720	1,172	12,892	13,720	1,372	15,092	15,720	1,572	17,292	17,720	1,772	19,492	19,720	1,972	21,692
	合計	5,380	538	5,918	5,680	568	6,248	8,140	814	8,954	11,140	1,114	12,254	15,340	1,534	16,874	19,840	1,984	21,824	24,340	2,434	26,774	28,840	2,884	31,724	33,340	3,334	36,674	37,840	3,784	41,624	42,340	4,234	46,574
9	上水	2,490	249	2,739	2,790	279	3,069	4,080	408	4,488	5,480	548	6,028	7,870	787	8,657	10,370	1,037	11,407	12,870	1,287	14,157	15,370	1,537	16,907	17,870	1,787	19,657	20,370	2,037	22,407	22,870	2,287	25,157
	下水	2,920	292	3,212	2,920	292	3,212	4,360	436	4,796	5,960	596	6,556	7,920	792	8,712	9,920	992	10,912	11,920	1,192	13,112	13,920	1,392	15,312	15,920	1,592	17,512	17,920	1,792	19,712	19,920	1,992	21,912
	合計	5,410	541	5,951	5,710	571	6,281	8,440	844	9,284	11,440	1,144	12,584	15,790	1,579	17,369	20,290	2,029	22,319	24,790	2,479	27,269	29,290	2,929	32,219	33,790	3,379	37,169	38,290	3,829	42,119	42,790	4,279	47,069

(単位: 円)

⑤ 受益者負担金制度

⑤- 1 受益者負担金制度の趣旨

下水道の整備によって、その地域の環境が改善され、利便性・快適性が向上します。



その結果、下水道を整備する限られた地域の人だけが特別の利益を受けることとなり、下水道を整備できずに利益を受けられない地域の人との間に不公平が生じます。



この不公平を是正し、利益を受ける「受益者」に建設費の一部を負担していただく制度です。

⑤-2 受益者負担金制度の概要

- ・ 負担金を収めていただく方＝「受益者」
→ 基本的には土地の所有者となります。
(土地所有者、家屋所有者、住居者が異なる場合は、当事者間の協議の上、後述する「受益者申告書」にて申告してください)
- ・ 負担金の額は
→ 「所有されている土地の面積 (㎡) ※ × 360円」です。
※猶予、減免事由に該当する土地は除く
⇒ 負担金が賦課されるのは土地に対して1回限りです。

⑤-3 受益者負担金の納付

- ・「所有されている土地の面積（㎡）×360円」を
3年間（1年4期）＝計12回

に分割した金額の納付書を送付します。

- ・金融機関の窓口での納付書または口座振替での納付をお願いします。
（納期限：6月30日、9月30日、12月25日、3月31日）

※納期限が休日・祝日の場合は翌営業日となります。

納付場所は6月に送付する納付書に記載しております。

ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアでの納付はできません。

⑤-4 受益者負担金の前納報償金

・納期限前に数期分をまとめて前納する場合は「前納報償金」を差し引いて納付することができます。

※前納報償金の交付率は前納期数により最大12%交付されます。

【参考例】420㎡の土地所有者が第1期の納期（6月30日）までに負担金の全額を納付した場合

①負担金総額

$360\text{円} \times 420\text{㎡} = 151,200\text{円}$ （100円未満切捨て）

②1期分の納付額

$151,200\text{円} \div 12\text{期} = 12,600\text{円}$ （10円未満切捨て）

③前納報償金額

$12,600\text{円} \times 11\text{期} = 138,600\text{円}$ （100円未満切捨て）

$138,600\text{円} \times 12\% = 16,630\text{円}$ （10円未満切捨て）

④納付金額

$151,200\text{円} - 16,630\text{円} = 134,570\text{円}$

各年度期別納付の場合

年度 \ 期別	第1期	第2期	第3期	第4期
令和7年度	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円
令和8年度	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円
令和9年度	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円

全額一括納付の場合

負担金決定額	報償金	実支払額
151,200円	16,630円	134,570円

⑤-5 受益者負担金の徴収猶予

・ 次のような場合には、負担金の徴収を猶予することができます。

徴収猶予基準	猶予期間	要件
登記地目が田や畑、山林、原野など	他の用途に変わるまでの期間	現況で判断
係争地	受益者が決定するまでの期間	訴状の写し
受益者の財産が震災、風水害、火災 その他の災害を受けた場合	2年以内	罹災・盗難証明書
盗難に遭った場合		
受益者、同居の親族が病気・事故等 により長期療養を必要とする場合	2年以内	医師の診断書

※宅地の一部の家庭菜園は対象となりません。

→ 上記の徴収猶予基準に該当しない場合、駐車場や太陽光発電用地等に対しても負担金の徴収が発生します。

⑤-6 受益者負担金の減免

・次のような場合には、負担金を減免することができます。

●私道または水路敷で、公共性があると認められる土地

※自宅のみの進入路は減免の対象とはなりません。

●自治会等が所有し、集会所等に利用している土地

●消防団が所有または使用する消防用備品等の格納用に利用している土地

など

・3月上旬に山口市上下水道局から申告書類を送付する際に、市で調査した猶予・減免に該当する土地については徴収猶予・減免申請書を同封します。

⑤-7 受益者負担金の納付までの流れ

3月上旬

市から「受益者申告書」および「徴収猶予・減免申請書※」を送付

※市で調査した猶予・減免に該当する土地がある場合のみ

→対象地の確認および住所・氏名などを記入し、3月31日までに返送をお願いします。

→徴収猶予・減免の申請書が同封されていない場合であっても、徴収猶予または減免に該当すると思われる土地がありましたら受益者申請書にその旨を記載してください。



5月上旬

市から「受益者負担金決定通知書」を送付し負担金額をお知らせします。

→申告書提出時から変更等がありましたらご連絡をお願いします。



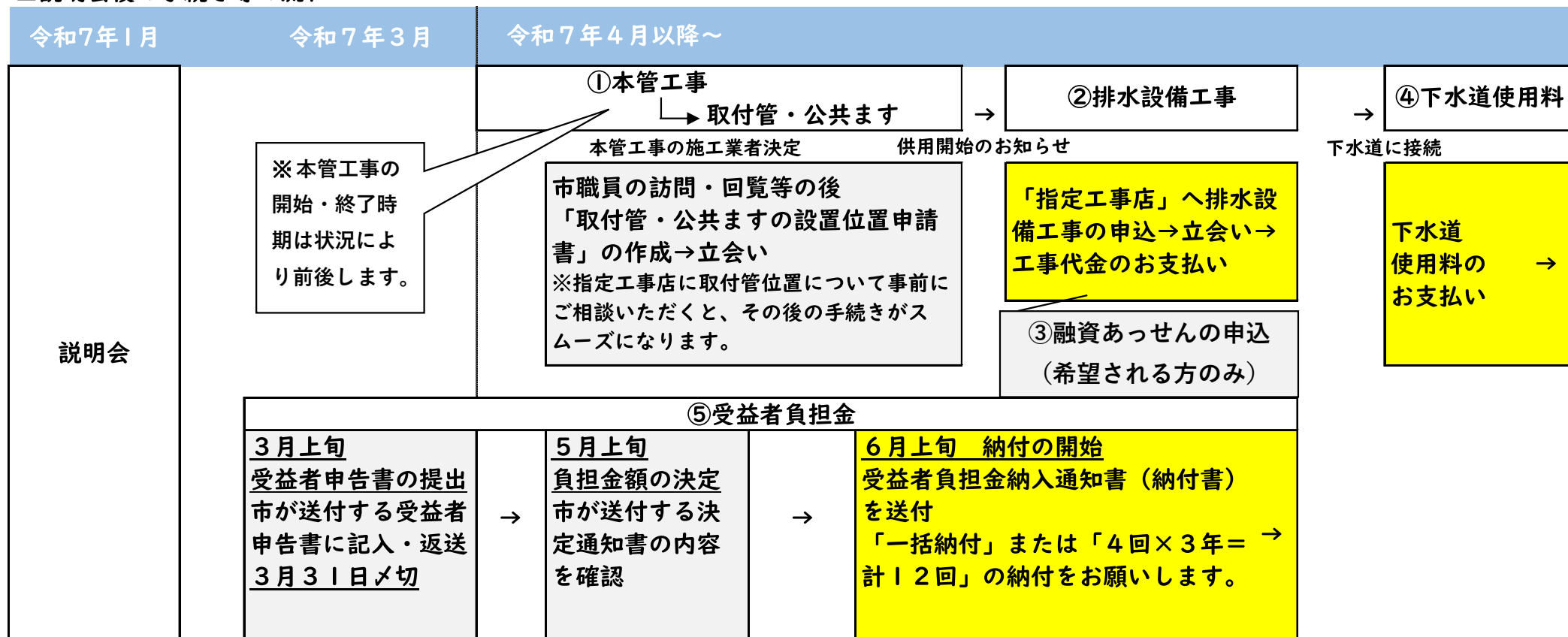
6月上旬

市から納入通知書を送付します。各納期限までに納付をお願いします。

→一括納付を選択されない場合は、翌年の6月に翌年度分の納入通知書（1年4期分）を送付します。

説明会後の手続き等の流れ

■説明会後の手続き等の流れ



お問い合わせ先

■山口市上下水道局 〒753-0043 山口市宮島町7番1号

■南部上下水道事務所 〒754-8511 山口市小郡下郷609番地

お問い合わせ内容	地域	担当	電話番号
①本管工事	大内、朝田	下水道整備課工務担当	083-933-6694 083-933-6695
	江崎、深溝、佐山	南部上下水道事務所	083-973-2349
②排水設備工事	大内、朝田	業務課水洗化担当	083-933-6671
	江崎、深溝、佐山	南部上下水道事務所	083-973-2349
③融資あっせん制度		業務課水洗化担当	083-933-6691
④下水道使用料	大内、朝田	上下水道料金センター	083-933-6664 083-933-6665
	江崎、深溝、佐山	上下水道料金センター 小郡出張所	083-973-6332
⑤受益者負担金		下水道整備課下水道管理室	083-933-6692